



医政総発第0520001号
平成15年5月20日

各都道府県医政主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく届出について

医療法等の一部を改正する法律(平成12年12月6日法律第141号)附則第2条に基づく「療養病床」及び「一般病床」の届出については、「医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく届出について」(平成14年11月28日医政発第1128001号医政局長通知)により届出状況の把握及び未届出病院に対する個別の十分な説明を含む周知をお願いするとともに、本年2月28日に開催した医政関係主管課長会議においても、更に届出を行っていない病院のリストアップ、関係団体を通じた周知、病院個々に対する説明と指導等の適切な対応をお願いしているところである。

今般、届出期限まで4ヶ月足らずとなった状況等を踏まえ、その趣旨を再度徹底するとともに、各都道府県における対応状況の調査を行うこととしたので、下記の事項に御留意の上、関係団体と十分協議しつつ、適切に御対応いただくようお願いしたい。

おって、本調査の結果については、集計後、必要に応じて情報提供していく予定であることを申し添える。

記

1. 未届出病院のリストアップ及び個々の病院に対する説明・指導等の実施等

(1)未届出病院のリストアップを行い、以下の点に十分留意の上、個々の病院に説明・指導等を行うとともに、未届出の理由を把握していただきたい。既にリストアップや個別の説明・指導等を実施している場合は、現時点における実施状況等について、まだ実施していない場合は早急に実施の上、別紙様式第1に従い御回答願いたい。

おって、個々の病院に対する説明・指導等については、必要に応じて繰り返し行うよう十分な対応をお願いしたい。

- ①第4次医療法改正の趣旨
 - ②病床区分ごとの人員配置基準・構造設備基準
 - ③病床区分の届出方法
 - ④届出期限
 - ⑤届出がない場合、許可が取消となる旨
 - ⑥経過措置
 - ⑦療養病床への転換支援策
 - ⑧届出後も変更許可があれば病床区分の変更が可能である旨
- ※各事項の内容については、別添資料を参照されたい。

(2)本件届出に関して、各病院からの照会等に十分な対応ができるよう、本庁関係職員だけでなく、管下の保健所等の関係行政機関に対しても十分な周知をお願いしたい。

2. 今後の取組み、届出の見通し

病床区分の届出に関する貴職における今後の取組の予定や貴管下病院の今後の届出の見込み等について、別紙様式第2に従い御回答願いたい。

3. 調査表の提出

調査表については、5月30日までに当職まで御提出をお願いしたい。

なお、貴職におけるこれまでの取組が分かる参考資料等がある場合は、併せて提供をお願いしたい。

病床区分の届出に関する周知状況調査表

※ 以下の問について御回答をお願いいたします。

第1 個別の未届出病院に対する説明・指導の状況について

●問1 届出をしていない「旧その他の病床」を有する病院のリストアップ

1) 実施時期は

[]

2) 周知の方法は

[]

●問2 未届出の病院について、その理由（現時点で把握しているもの）を 以下の理由ごとに、病院数を、右に記入してください。

1) 病床区分の選択は決めているが届出期限まで ()
状況を見た上で届出をする予定のため

2) 病床区分の選択は決めているが人員配置基準を ()
満たしてから届出をする予定のため

3) 病床区分の選択は決めているが構造設備基準を ()
満たしてから届出をする予定のため

4) まだ病床区分の選択を決めていないため ()

5) 届出義務があること自体知らなかつたため ()

6) その他 ()

[]

第2 その他

- 問1 病床区分の届出に関する貴職における今後の取組の予定（独自に工夫している周知徹底方策など）や貴管下病院の今後の届出の見込み等について、自由にご記入ください。

- 問2 周知を図る上での課題等がありましたら、自由にご記入ください。

ありがとうございました。

- ・ 都道府県名
- ・ 所属部署名
- ・ 担当者名
- ・ 連絡先